

令和3年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【市補助】

★「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」による申し込みの方を優先して補助します

☆補助額

工事に要する経費（消費税込み）の**50%**（**20万円限度：千円未満切捨て**）

☆募集期間・受付会場（いずれも、午前8時30分から午後5時15分まで）

○第1回目：令和3年5月31日（月）から6月4日（金）・901会議室（9階）

○第2回目：令和3年8月2日（月）から8月6日（金）・701B会議室（7階）

※ 上記の受付期間に補助申請額が予算額を超えた場合は、公開で**抽選**を行い、補助予定者を決定いたします。先着順ではありません。

ただし、「**移住世帯**」、「**空き家バンク登録空き家**」、「**豪雨被災住宅**」による申し込みの方は、**抽選によらずに優先して補助予定者**といたします。

※ 郵送での申し込みはできません。

☆申請できる方

○山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家を所有し、（二親等までの親族を含む）かつ、当該住宅に居住する方（実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要）

○市税等を滞納していない方

○**世帯（同居親族）の中で最も収入の多い方の前年の所得額が400万円以下**であること

☆「移住世帯」「空き家バンク登録空き家」「豪雨被災住宅」について

○「**移住世帯**」とは

平成28年4月1日以降に山形市外から山形市内に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯員がいる世帯

○「**空き家バンク登録空き家**」とは

山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、令和2年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの（取得後、既に居住している場合を含む。）

○「**豪雨被災住宅**」とは

令和2年7月豪雨により罹災証明書を交付された住宅

☆対象となる住宅

○山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の自己専有部分又は上記の空き家バンク登録空き家

○**過去に住宅リフォーム補助事業による補助を受けていない建物等（敷地内）であることが条件です。**（豪雨被災住宅を除く。）